平成２８年（再ロ）第７号
埼玉県川越市南大塚１丁目11番地11（アデニウム川越南大塚602号室）
再生債務者　須田　智春
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年10月14日まで
平成28年９月13日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再ロ）第１号
兵庫県明石市朝霧東町１丁目５番39号
再生債務者　木戸　利生
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年10月14日まで
平成28年９月13日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１号
大分県玖珠郡玖珠町大字山田1275番地
再生債務者　石松　美利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年８月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月13日　大分地方裁判所日田支部

平成２８年（再ロ）第１００１０号
東京都江戸川区北小岩５―11―９
再生債務者　長橋　　献
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年９月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第４号
千葉県柏市十余二254番地884
再生債務者　亀井　一行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年９月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月12日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（再ロ）第３号
愛媛県松山市南高井町1747番地３
再生債務者　髙歹　　優
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年９月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年９月13日　　松山地方裁判所民事部

旧日本振興銀行の預金等債権の買取りに係る第３回精算払（最終回）に関する公告

日本振興清算株式会社（旧商号　日本振興銀行株式会社。以下「日本振興清算」といいます。）の預金等債権の買取りに係る第３回精算払を下記のとおり行いますので、預金保険法第72条第４項に基づき公告します。
平成 28 年 9 月 23 日
預金保険機構
理事長　三國谷勝範
記
１．支払額　288,402,806円
２．支払期間　平成28年９月26日～平成28年12月26日
３．支払の方法　預金保険機構は、精算払の対象となる方々から郵送により精算払請求書等の必要書類の提出を受けます。
その上で、預金保険機構は、ご指定の口座に各自の精算払額の振込みを行います。（振込手数料は預金保険機構が負担します。）
４．その他
⑴　旧日本振興銀行の破綻後、預金保険機構は、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金について、預金者の方々からの請求に基づき、預金保険機構が定めた概算払率（25％）を乗じた金額で買取りを行いました（概算払、買取期間　平成22年12月13日～平成23年3月31日）。
⑵　預金保険機構は、日本振興清算の再生手続の下で、買い取った預金債権に係る弁済金を同社から受け取った場合には、速やかに当該弁済金と概算払の額との差額を基に追加的な支払額を算出し、概算払を受けた方々にお支払いすることとしています（精算払）。
⑶　預金保険機構は、第１回弁済（弁済率39％）により平成24年４月２日に受け取った弁済金を基に第１回精算払を、また、中間弁済（弁済率19％）により平成26年９月30日に受け取った弁済金を基に第２回精算払を実施しました。
⑷　日本振興清算は、再生計画に基づく最終弁済（弁済率2.95686％）を平成28年９月20日以降、実施しております。これに伴い預金保険機構は、買い取った預金債権に係る弁済金を平成28年９月20日に受け取ったことから、概算払を受けた方々に第３回精算払を行うものです。
⑸　精算払の対象となる方々には、預金保険機構から精算払請求の手続に必要な書類を速やかに送付します。支払を請求するに当たっては、送付される書類をよくお読みいただき、必要な書類をご用意のうえ、支払期間内に預金保険機構に到着するように郵送してください。
⑹　今回、日本振興清算から受け取った弁済金は、同社の再生計画に基づく最終弁済によるものです。したがいまして、今回の第３回精算払が最終のお支払となります。

預金保険機構が代理する旧日本振興銀行の預金者への第３回弁済金の支払（最終回）に関する公告

預金保険機構は、日本振興清算株式会社（旧商号　日本振興銀行株式会社。以下「日本振興清算」といいます。）の再生手続において、預金者表に記載されている預金者（自ら再生手続に参加する届出をした預金者を除きます。以下「機構代理預金者」といいます。）の代理人として、再生計画に基づく弁済金を代理受領しました。機構代理預金者の方々への当該弁済金の支払を下記のとおり行いますので、預金保険機構業務方法書第114条第３項に基づき公告します。
平成 28 年 9 月 23 日
預金保険機構
理事長　三國谷勝範
記
１．支払の方法　預金保険機構は、機構代理預金者の方々から郵送により弁済金支払請求書等の必要書類の提出を受けます。
その上で、預金保険機構は、ご指定の口座に各自の弁済金額の振込みを行います。（振込手数料は預金保険機構が負担します。）
２．支払期間　平成28年９月26日～平成28年12月26日
３．その他
⑴　預金保険機構は、旧日本振興銀行の破綻に伴う弁済金の支払に関して、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金について、機構代理預金者の方々を代理して弁済金受領等の手続を行っております。
⑵　日本振興清算が弁済金を支払う場合、預金保険機構が弁済金を代理して受領したうえで、機構代理預金者の方々に対しまして弁済金をお支払することとしています（弁済金支払）。
⑶　預金保険機構は、第１回弁済（弁済率39％）に係る弁済金を平成24年４月２日に代理受領して第１回弁済金支払を、また、中間弁済（弁済率19％）に係る弁済金を平成26年９月30日に代理受領して第２回弁済金支払を行いました。
⑷　日本振興清算は、再生計画に基づく最終弁済（弁済率2.95686％）を平成28年９月20日以降、実施しております。これに伴い預金保険機構が平成28年９月20日に代理受領した弁済金を、今回、機構代理預金者の方々にお支払するものです。
⑸　今後、機構代理預金者の方々には、預金保険機構から弁済金支払請求の手続に必要な書類を速やかに送付します。支払を請求するに当たっては、送付される書類をよくお読みいただき、必要な書類をご用意のうえ、支払期間内に預金保険機構に到着するように郵送してください。
⑹　今回、日本振興清算から受け取った弁済金は、同社の再生計画に基づく最終弁済によるものです。したがいまして、今回の第３回弁済金支払が最終のお支払となります。
⑺　なお、支払期間が過ぎても弁済金支払のご請求がない場合、預金保険機構は弁済供託の手続を行うことがあります。この場合、預金者の方々が弁済金を受け取るには、別の手続が必要となることにご留意ください。